

## 電気のお申し込みに関する重要事項説明書（低圧）

本書面は、電気事業法第2条の13の規定に基づき、電力供給条件をご説明させていただくものです。各見出し末尾のカッコ内の号数は、電気事業法施行規則（以下、「施行規則」といいます。）第3条の12第1項の号数を表します。

## ■小売電気事業者の名称および登録番号（第1号）

名称：株式会社サンヴィレッジ（栃木県足利市寺岡町351番地）  
登録番号：A0426

## ■問い合わせ先（第3号）

会社名：株式会社サンヴィレッジ  
電話番号：0120-856-149  
メールアドレス：info-hinaden@sunvillage-co-ltd.com  
受付時間：[月～金（土日祝日および夏季・年末年始休暇を除きます）10:00～17:00]

## ■お申込み方法（第5号）

お客さまが新たに電気受給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ、株式会社サンヴィレッジ（以下、「当社」といいます。）が定める電気受給約款（低圧）（以下、「本約款」といいます。）を承認のうえ、当社所定の様式によります。詳細は、本約款第7条（電気需給契約の申込み）をご参照ください。

## ■需給開始予定年月日（第6号）

当社は、お客さまとの契約が成立した場合には、電力需給契約申込書に記載の受給開始希望日を踏まえて、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、一般送配電事業者および広域的運営推進機関等と実施する電気の需給開始に必要な手続きを経たのちに、すみやかにお客さまに電気の供給を開始いたします。  
ただし、当社は、天候または一般送配電事業者もしくは当社の電力供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## ■料金メニュー表（第7号）

## ●ひなたんでんき【従量電灯A】

契約種別		単位	料金(税込)
北海道電力管内	最低料金	最初の9kWhまで	406円55銭
	電力量料金	上記超過1kWh	33円90銭
東北電力管内	最低料金	最初の7kWhまで	341円00銭
	電力量料金	上記超過1kWh	28円13銭
東京電力管内	最低料金	最初の8kWhまで	311円67銭
	電力量料金	上記超過1kWh	28円31銭
中部電力管内	最低料金	最初の8kWhまで	263円23銭
	電力量料金	上記超過1kWh	20円14銭
北陸電力管内	最低料金	最初の8kWhまで	299円92銭
	電力量料金	上記超過1kWh	29円31銭
関西電力管内	最低料金（最初の15kWhまで）		1契約
	電力量料金	第1段階料金	15kWhをこえ120kWhまで
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで
			496円45銭
			19円19銭
			24円32銭

		第3段階料金	上記超過	27円16銭
中国電力管内	最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	721円69銭
	電力量料金	第1段階料金	15kWhをこえ120kWhまで	31円11銭
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで	37円45銭
		第3段階料金	上記超過	39円47銭
四国電力管内	基本料金		1kVA	377円24銭
	電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	25円88銭
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで	31円14銭
		第3段階料金	上記超過	33円91銭
九州電力管内	最低料金		最初の12kWhまで	318円57銭
	電力量料金		上記超過1kWh	17円45銭

●ひなたんでんき【従量電灯B】

契約種別			料金(税込)
北海道電力管内	基本料金 (1契約あたり)	契約電流10アンペア	382円47銭
		契約電流15アンペア	573円70銭
		契約電流20アンペア	764円94銭
		契約電流30アンペア	1147円41銭
		契約電流40アンペア	1529円88銭
		契約電流50アンペア	1912円35銭
		契約電流60アンペア	2294円82銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	33円58銭
		120kWhをこえ280kWhまで	39円55銭
		上記超過	43円09銭
東北電力管内	基本料金 (1契約あたり)	契約電流10アンペア	351円12銭
		契約電流15アンペア	526円68銭
		契約電流20アンペア	702円24銭
		契約電流30アンペア	1053円36銭
		契約電流40アンペア	1404円48銭
		契約電流50アンペア	1755円60銭
		契約電流60アンペア	2106円72銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	28円13銭
		120kWhをこえ300kWhまで	34円55銭
		上記超過	38円30銭

東京電力管内	基本料金 (1契約あたり)	契約電流10アンペア	296円16銭
		契約電流15アンペア	444円24銭
		契約電流20アンペア	592円32銭
		契約電流30アンペア	888円48銭
		契約電流40アンペア	1184円65銭
		契約電流50アンペア	1480円81銭
		契約電流60アンペア	1776円97銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	28円31銭
		120kWhをこえ300kWhまで	34円58銭
		上記超過	38円46銭
中部電力管内	基本料金 (1契約あたり)	契約電流10アンペア	305円08銭
		契約電流15アンペア	457円62銭
		契約電流20アンペア	610円16銭
		契約電流30アンペア	915円24銭
		契約電流40アンペア	1220円33銭
		契約電流50アンペア	1525円41銭
		契約電流60アンペア	1830円49銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	20円14銭
		120kWhをこえ300kWhまで	24円38銭
		上記超過	27円18銭
北陸電力管内	基本料金 (1契約あたり)	契約電流10アンペア	287円37銭
		契約電流15アンペア	431円06銭
		契約電流20アンペア	574円75銭
		契約電流30アンペア	862円12銭
		契約電流40アンペア	1149円50銭
		契約電流50アンペア	1436円87銭
		契約電流60アンペア	1724円25銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	29円31銭
		120kWhをこえ300kWhまで	33円01銭
		上記超過	34円63銭
関西電力管内	基本料金	契約容量1kVAにつき	424円84銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	16円91銭
		120kWhをこえ300kWhまで	19円96銭
		上記超過	22円34銭
中国電力管内	基本料金	契約容量1kVAにつき	425円57銭

	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	28円55銭
		120kWhをこえ300kWhまで	34円34銭
		上記超過	36円11銭
四国電力管内	基本料金	契約容量1kVAにつき	377円24銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	25円88銭
		120kWhをこえ300kWhまで	31円14銭
		上記超過	33円91銭
九州電力管内	基本料金 (1契約あたり)	契約電流10アンペア	300円42銭
		契約電流15アンペア	450円64銭
		契約電流20アンペア	600円85銭
		契約電流30アンペア	901円28銭
		契約電流40アンペア	1201円71銭
		契約電流50アンペア	1502円14銭
		契約電流60アンペア	1802円56銭
	電力量料金 (1kWhあたり)	最初の120kWhまで	17円45銭
		120kWhをこえ300kWhまで	22円77銭
		上記超過	25円62銭

●ひなたんでんき【従量電灯C】

契約種別			単位	料金(税込)	
北海道電力管内	基本料金		1kVA	397円10銭	
	電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	33円90銭
		第2段階料金	120kWhをこえ280kWhまで	〃	39円88銭
		第3段階料金	上記超過	〃	43円41銭
東北電力管内	基本料金		1kVA	351円12銭	
	電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	28円13銭
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで	〃	34円55銭
		第3段階料金	上記超過	〃	38円30銭
東京電力管内	基本料金		1kVA	296円16銭	
	電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	28円31銭
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで	〃	34円58銭
		第3段階料金	上記超過	〃	38円46銭

中部電力管内	基本料金			1kVA	305円08銭
	電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	20円14銭
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで	〃	24円38銭
		第3段階料金	上記超過	〃	27円18銭
北陸電力管内	基本料金			1kVA	287円37銭
	電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	29円31銭
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで	〃	33円01銭
		第3段階料金	上記超過	〃	34円63銭
九州電力管内	基本料金			1kVA	300円42銭
	電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円45銭
		第2段階料金	120kWhをこえ300kWhまで	〃	22円77銭
		第3段階料金	上記超過	〃	25円62銭

●ひなたんでんき【低圧電力】

契約種別			単位	料金(税込)
北海道電力管内	基本料金		1kW	1,342円40銭
	電力量料金		1kWh	27円50銭
東北電力管内	基本料金		1kW	1,235円84銭
	電力量料金	夏季	1kWh	25円73銭
		その他季	1kWh	25円73銭
東京電力管内	基本料金		1kW	1,043円14銭
	電力量料金	夏季	1kWh	25円78銭
		その他季	1kWh	24円29銭
中部電力管内	基本料金		1kW	1,143円94銭
	電力量料金	夏季	1kWh	15円99銭
		その他季	1kWh	15円99銭
北陸電力管内	基本料金		1kW	1,165円17銭
	電力量料金	夏季	1kWh	24円81銭
		その他季	1kWh	23円80銭
関西電力管内	基本料金		1kW	1,076円07銭
	電力量料金	夏季	1kWh	13円63銭
		その他季	1kWh	12円21銭
中国電力管内	基本料金		1kW	1,105円72銭
	電力量料金	夏季	1kWh	25円46銭

		その他季	1kWh	24円23銭
四国電力管内	基本料金		1kW	1,124円52銭
	電力量料金	夏季	1kWh	24円67銭
		その他季	1kWh	23円30銭
九州電力管内	基本料金		1kW	972円06銭
	電力量料金	夏季	1kWh	16円53銭
		その他季	1kWh	14円92銭

※「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とは10月1日から翌年6月30日までの期間をいいます。  
 ※「ペット家族割」付帯の場合は、351kWh以上のご使用に対し、350kWhを超えた使用量1kWhあたり3円の割引を上記料金表に適用します。

### ■電気料金（第7号・8号）

算出方法は以下の通りに定めます。

【基本料金+電力量料金+電源調達調整費+再生可能エネルギー発電促進賦課金±力率(90%)+容量抛負負担金】

料金は、その1月の使用電力量に基づき以下の基本料金単価および電力量料金単価によって算定された金額ならびに当社の定める別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）二によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- ・基本料金および電力量料金には「予備線料金」「予備電源料金」「自家発補給料金」を含みます。
- ・上記料金は消費税等相当額（消費税率10%）を含む。ただし、再エネ賦課金は課税対象外となります。

### ■工事等に関する費用の負担（第9号）

供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

また、以下の場合におきましても、同様にお客さまにその工事費等を負担していただきます。

- ①契約変更に伴う工事費等負担
- ②設備の位置変更に伴う工事費等負担
- ③契約変更を解約または更に変更する場合の工事費等負担
- ④その他

また、詳細は、本約款第7条（電気供給契約の申込み）をご参照ください。

### ■その他の費用の負担（第10号）

- ・保証金

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気の供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の3か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- ①お客さまが料金を、2か月続けて支払期日までに支払われない場合
- ②新たに電気需給契約の申込みを行い、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき
  - (a) 他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を相当の期日が過ぎてもなお支払われない場合
  - (b) 支払期日を過ぎてもなお料金を支払われないことが予想される場合

### ■契約電力や契約電流等の決定方法（第12号）

契約電流（アンペア）は、お客さまのお申し出に基づき協議によって定めるものとし、当社が契約種別に応じて料金メニュー表で指定するもののいずれかといたします。

契約電力は、当社が契約種別に応じて料金メニュー表で指定するもののうちいずれかとし、お客さまのお申し出によって定めるものとし、

契約電力は50キロワット以上としないものとし、契約容量は50キロボルトアンペア以上としないものとし、

また、詳細は、本約款第14条（契約電流、契約電力および契約容量）をご参照ください。

### ■供給電圧および周波数（第13号）

当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。

供給電圧	[100ボルトまたは200ボルト]
標準周波数	[50Hz または60Hz]

#### ■ 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法（第14号）

##### ・計量方法

お客さまが使用する電力量、最大需要電力等は、原則として、一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は30分ごとに計測いたします。ただし、一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議により決定した値とします。

また、詳細は、本約款第5条（計量に関する取扱い）をご参照ください。

##### ・検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

また、詳細は、本約款第17条（検針日）をご参照ください。

##### ・電気料金の算定期間および算定方法

電気料金の算定期間は、原則として託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等といたします。当社は当該算定期間に係る電力量を計量し、電気料金を算定します。

また、詳細は、本約款第18条（電気料金の算定および支払条件）をご参照ください。

##### ・使用電力量の計量方法

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が記録型計量器により30分単位で計量するものとし、料金の算定期間における使用電力量は、原則として、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、お客さまが特別の事情により需給地点を消滅させ、または電力売買契約電気需給契約を解約した場合は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間、直前に終了した計量期間等の終期の翌日から当該需給地点の消滅の日（以下、「消滅日」といいます。）の前日までの期間または最後の計量期間等の始期から解約日の前日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

また、詳細は、本約款第18条（電気料金の算定および支払条件）をご参照ください。

##### ・日割計算に関する規定

日割が発生した場合の電気料金は、1月の基本料金に1月のうち日割計算対象日数の占める割合を乗じた額といたします。

また、詳細は、本約款第18条（電気料金の算定および支払条件）をご参照ください。

#### ■ 電気料金のお支払い方法（第15号）

##### ・電気料金については毎月お客さまが指定したクレジットカードを通じてお引き落としをいたします。

お客さまの電気料金の支払期日は、当社が事前に設定した引き落とし日（ただし、当該日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日）とします。

・工事費等負担金その他についてはその都度、お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて以下のいずれかの方法により払い込みいただきます。支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

なお、お客さまから当社へ支払われるべき料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、当社が定める年14.6パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

詳細は、本約款第18条（電気料金の算定および支払条件）をご参照ください。

#### ■ 託送供給等約款に定められたお客さまの責任（第16号）

電気の供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給約款に規定された事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項への協力をお願いする場合があります。

- ① 力率の保持
- ② 屋内および敷地内立ち入り業務への協力
- ③ 電気の使用に伴うお客さまの協力
- ④ 用地確保等の協力
- ⑤ 施設場所の提供
- ⑥ お客さまの電気工作物の使用
- ⑦ 調査および調査に対するお客さまの協力等
- ⑧ 保安等に対するお客さまの協力
- ⑨ 需要情報の通知

詳細は本約款第20条（お客さまの協力）をご参照ください。

#### ■ 契約期間（第17号・18号）

契約期間は、電気需給契約が成立した日から、特に期限は設けません。

■お客さまからのお申し出による契約の変更・解約（第19号・第20号・第21号・第22号）

・契約電力の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、あらかじめ変更を希望する日を定め、当社所定の様式によってお申し込みください。

また、詳細は、本約款第24条（お客さまからの契約の変更または解約等）および第7条（電気供給契約の申込み）をご参照ください。

お客さまが、契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約電力もしくは契約容量を減少しようとする場合には、本約款第7条（電気需給契約の申込み）に定める契約期間にかかわらず、当社は、電気需給契約の消滅日または変更の日に、かかる消滅または変更により、託送約款等に基づき当社が一般送配電事業者より精算または支払いを求められた料金に相当する金額をお支払いいたします。また、お客さまの契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。また、詳細は、本約款第24条（お客さまからの契約の変更または解約等）および第7条（電気供給契約の申込み）をご参照ください。

・契約の解約

お客さまが電気需給契約の解約を希望する場合には、解約を希望する日を定め、当社が指定する方法により、当社に申し出ていただきます。

また、詳細は、本約款第24条（お客さまからの契約の変更または解約等）をご参照ください。

お客さまが、契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約電力もしくは契約容量を減少しようとする場合には、本約款第7条（電気需給契約の申込み）に定める契約期間にかかわらず、当社は、電気需給契約の消滅日または変更の日に、かかる消滅または変更により、託送約款等に基づき当社が一般送配電事業者より精算または支払いを求められた料金に相当する金額をお支払いいたします。また、お客さまの都合に基づく事情により当社が一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。また、詳細は、本約款第24条（お客さまからの契約の変更または解約等）および第7条（電気供給契約の申込み）をご参照ください。

■当社からの契約の変更および解約（第23号）

- ・当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合の他、託送供給等約款が改定された場合、関連法令が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得ることなく、本約款やお客さまに適用される契約条件（以下総称して「本約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、電気の供給条件は変更後の本約款等によります。

お客さまから希望があった場合、変更後の本約款等については事前に書面でご案内するものとし、本約款等の変更は当社が当該ご案内の際に定める効力発生日に効力を生じるものといたします。

- ・支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の本約款等に違反した場合等には、当社はお客さまとの電気需給契約を解約することができます。

詳細は、本約款第2条（本約款の変更等）、第15条（料金）および第29条（契約解除）をご参照ください。

■適正契約の保持（第26号）

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

■お引越しの場合にご注意いただきたい点について

- ・お申し込み内容の確認のため、当社からお電話させていただくことがあります。
- ・特に、以下の場合には、ご希望の使用開始日までに手続きが進められません。当社からお申し込み内容の確認をさせていただいた場合にはご協力をお願いいたします。
  - └ 新築の場合や同居所で複数の電気メーターがある場合等、お客さまの電気メーターを特定できない場合
  - └ ご使用場所の契約容量等を特定できない場合
  - └ 使用電力会社の契約番号が不明の場合
- ・使用場所にスマートメーターが設置されている場合等には、上記の確認ができずに手続きが進められないと、使用開始日当日に電気が使えないことがあります。その場合には、電気メーターの計器番号をご確認いただき、再度当社窓口へ

ご連絡ください。お電話にて必要事項を確認のうえ通電手続きを行います。なお、通電手続き完了までお時間を要しますのであらかじめご了承ください。

#### ■ その他

- ・契約のお申し込み、本約款等の変更または契約内容の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行う場合は、電子メールを送信する方法、インターネットの利用または当社が指定するシステムを利用する方法その他の当社が適当と判断した方法により行うことについてあらかじめ承諾いただきましたことをご了承ください。
- ・本約款等の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行うことについてあらかじめ承諾いただきましたことをご了承ください。
- ・現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ・現電力会社から当社へ電気を切り替える場合、現電力会社への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによるお手続きは不要です。
- ・現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社窓口までお問い合わせください。
- ・お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

#### 別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金について

##### イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

##### ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用いたします。

##### ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の常時供給電力、予備電力、および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量といたします。

##### ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその1月の使用電力量に、上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をそれぞれ乗じて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

##### ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

カスタマーサポートセンター

電話番号：0120-856-149

メールアドレス：[info-hinaden@sunvillage-co-ltd.com](mailto:info-hinaden@sunvillage-co-ltd.com)

受付時間：10:00～17:00（土日祝日および夏季・年末年始休暇を除きます）

※営業時間外にご連絡いただく場合は、メールにてお問い合わせください。内容を確認のうえ、翌営業日に担当者よりご連絡申し上げます。

●お客さまの個人情報は、当社事業における契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために、また、グループ各社もしくは提携会社の事業におけるこれらの業務のうち、当社が商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘等の業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的および利用対象事業の詳細については、ひなたんてんきのホームページでご案内しておりますので、そちらも合わせてご確認ください。）

販売事業者：株式会社サンヴィレッジ  
小売電気事業者登録番号：A0426  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町一丁目5番地1号  
大手町ファーストスクエア ウェストタワー2階